

福祉

認知症は決して特別な病気ではありません

「もしかして認知症かもしれない」と感じた時、家族が受ける衝撃はとてつもないものです。認知症は決して特別な病気ではありませんが、家族だけで介護をすることが難しい病気です。

認知症について正しく理解し、家族や地域で認知症の方を支えていくことを目的とした談話会を開催します。

認知症の診療も行っている先生を講師に迎え、認知症について分かりやすく学ぶことができますので、ぜひご参加ください。

日時

9月6日(火)

午後1時30分～2時30分

会場

地域包括支援センター

内容

認知症について知る

講師

辰星会枳記念病院

遠藤勝洋氏

対象者 市民または市内事業所等に勤務している方で、認知症の方の介護を行う家族の方、または認知症の予防や介護に関心のある方

参加料 無料

◎問い合わせ・申し込み：

地域包括支援センター

(若宮2-69)

☎(23)3600

家族介護教室

在宅で高齢者を介護している方に、気分をリフレッシュしていただくための教室です。高齢者の栄養バランスを考えた食生活のポイントを、調理実習を通して分かりやすく解説します。

日時

9月14日(水)

午前10時～午後2時

会場 二本松福祉センター

内容 高齢者の食事について、調理実習、交流会

対象者 市民または市内事業所等に勤務している方で、

家族等を介護している方または介護について関心のある方

する方

定員 20人(先着順)

参加費 無料

◎問い合わせ・申し込み：

各在宅介護支援センター

・あだたら荘 ☎(22)2500

・枳記念 ☎(22)6585

・二本松病院 ☎(22)6516

・安達 ☎(23)8262

・岩代 ☎(55)3455

・東和 ☎(47)3301

・二本松中央 ☎(23)3600

高齢者にやさしい

住まいづくり助成

60歳以上の高齢者が要支援または要介護状態にならないように実施する簡易な住宅改修に対し、改修に要した経費の一部を助成します。

助成額 改修に要した費用の4分の3以内で、15万円を限度に助成

※所得制限があります。



対象経費

- ① 手すりの取り付け
- ② 床段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

注意点

- ・工事着工前に申請が必要
- ・平成29年3月末までに完了する工事が対象

申請期限

平成29年2月10日(金)

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114



／絶景の露天風呂／

あだたら山 奥岳の湯

営業時間 10時～17時
(イルミネーション期間中は21時まで営業)

料金 大人 600円
小人 400円

※大人(中学生以上)、小人4歳以上

二本松市奥岳温泉

あだたら高原スキー場

●TEL 0243-24-2141

●http://www.adatara-resort.com



あだたらイルミネーション

7月30日(土)～9月19日(月・祝)

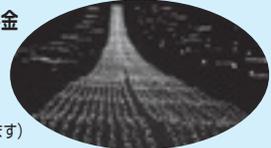
◆営業時間 19時～21時(上り最終20:30)

◆ロープウェイ特別料金

大人：1,200円

小人：700円

(天候により運休する場合がございます)



国民健康保険税の

税率は据え置きします

国民健康保険税の税率は、例年6月の議会で提案され、算見込額が明らかになり、その

れを基に今年度の予算を改めて算定するためです。

低所得者の軽減措置を拡充

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡充するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。その内容は左表のとおりです。

いえません。前年度決算を踏まえた今年度予算内訳は左のグラフのとおりです。

平成28年度 国民健康保険税の税率等(年額)

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額	5.74%	3.39%	2.45%
均等割額(一人当たり)	22,000円	10,400円	11,100円
平等割額(世帯当たり)	17,500円	9,400円	6,400円
課税限度額(世帯当たり)	540,000円	190,000円	160,000円

※赤字部分は、前年度と比較して変更(増額)となった部分

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は加入者の年齢によって納める内容が異なります(右表の①～③で表記すると次のとおり)。

- 40歳未満…①+②
- 40～64歳…①+②+③
- 65～74歳…①+②(介護納付金分は別に納付)

課税限度額は引き上げ

国で定める課税限度額の法定額が引き上げられたことを受け、市でも医療分、後期高齢者支援金分それぞれ2万円を引き上げました。

被保険者の皆さんには、今年度見込まれる医療費等から国、県支出金を差し引いた残りを、今年度の国民健康保険税としてご負担いただくこととなります。

今年度の税率設定に当たっては、前年度からの繰越金に加え、国民健康保険給付費支払準備基金の残高の大部分を繰り入れることにより、被保険者の税負担をできるだけ抑制することとしました。また国民健康保険税賦課額に占める応能割(所得割)と応益割(均等割、平等割)の割合は、昨年同様50対50としています。

		軽減判定所得額
5割軽減対象世帯	変更前	330,000円+260,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+265,000円×(A+B)
2割軽減対象世帯	変更前	330,000円+470,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+480,000円×(A+B)

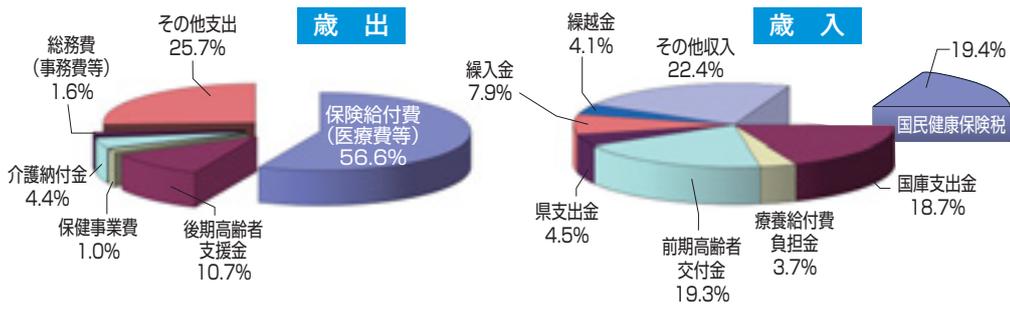
※A=被保険者数 B=特定同一世帯所属者数
 ※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

国民健康保険特別会計予算

前年度(平成27年度)の決算見込みは、約2億8千7百万円の赤字となりました。しかし年々増加する医療費や高齢化の進展等を考慮すると、決して余裕のある運営状況とは

高齢受給者証の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送し



問い合わせ:

- 加入および各種制度 国民年金課 国民年金係 ☎(55)5106
- 税額など 税務課市民税係 ☎(55)5085
- 納付方法など 税務課収納係 ☎(55)5087

後期高齢者

医療保険料額が

決定しました

平成28年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

平成28年6月17日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月下旬に保険料額決定通知書を送付しています。

その後に75歳になられた方や住所を異動された方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料額は、平成27年中の所得等をもとに算出した均等割額と所得割額の合計です。所得の低い世帯の方や被扶養者であった方には、保険料軽減措置があります。

所得の低い世帯の方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じて所得割額が5割、均等割額が2割、5割、8・5割、9割軽減されます。

年間保険料 (上限57万円)

$$\text{均等割額 } 4万1,700円 + \left(\text{平成27年中の所得} - 33万円 \right) \times 8.19\%$$

社会保険などの被扶養者だった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減され4,100円(年額)となります。

保険料の納付方法 特別徴収

年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。
※口座振替による納付に変更を希望される方は、国保年金課または各支所で手続きしてください。

普通徴収

指定金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。
※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

被保険者証の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、平成28年7月31日までとなっています。新しい被保険者証は7月末日までに郵送しています。

8月1日からは新しい被保険者証(ピンク色)を使用してください。

なお、新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担

金の割合(1割または3割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

被保険者が1人の世帯の場合
被保険者の方の収入額が38.3万円未満または被保険者の方および同一世帯の70歳から74歳の方の合計収入額が520万円未満。
被保険者が2人以上

いる世帯の場合

被保険者の方の合計収入額が520万円未満。

限度額認定証の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」の有効期限も、平成28年7月31日までとなっています。限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送しますので、交付申請は不要です。

返却を忘れずに

有効期限が切れた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所地域振興課に返却してください。

「還付金詐欺」に ご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。

還付金を受け取るために市職員がATMを操作させることは絶対にありません。『還付金の振り込みのため、ATMに行くように』という電話があったら詐欺を疑い、すぐに警察署に通報してください。

◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係
☎(55)5107

《参考》 日本人の寿命		昭和58年	平成20年	平成25年
平均寿命	男性	約74歳	約79歳	約80歳
	女性	約80歳	約86歳	約87歳
健康寿命(※)	男性	-	-	約72歳
	女性	-	-	約78歳
100歳以上人口		1,354人	約4.1万人	約5.5万人
75歳以上人口		約400万人	約1,300万人	約1,600万人

※寝たきりなどにならず、自立して日常生活を過ごせる期間(出所)厚生労働省HPより

特定不妊治療費助成事業
年齢制限拡大

市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成する制度を実施しています。が、今年度より妻の対象年齢を拡大します。

対象年齢

41歳未満→43歳未満

助成回数

市の助成はこれまで県助成に上乗せして実施していましたが、さらに県の通算回数以降も市だけで助成を行います。

①40歳未満の場合

県は通算6回目まで

7回目から10回目まで市単

独で助成します。

②40歳以上の場合

県は通算3回目まで

4回目から10回目まで市単

独で助成します。

◎問い合わせ：

健康増進課保健係

☎(55)5110

県民健康調査

妊産婦に関する調査

福島県と福島県立医科大学では、妊産婦の皆さまの健康状態等を把握し、健康管理に役立てていただくことを目的に平成23年度より毎年、質問紙による「妊産婦に関する調査」を行っています。

平成28年度も引き続き「妊産婦に関する調査」を実施します。ご協力をお願いします。

時期 11月頃

対象者

①平成27年8月1日から平成28年7月31日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方(調査票をお送りします)。

②右記期間内に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方(産科医療機関に調査票の配布をお願いします)。

◎問い合わせ：

福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター

☎024(549)5180

(平日9時～17時)

会場 安達保健福祉センター 対象者 市内にお住まいの妊婦さんとパートナーの方
日程・内容

日程		内容
8/21 (日)	9:00～9:30	受付・重りを付けた服を着てのマタニティ体験
	9:30～12:00	赤ちゃんのお風呂の入れ方 助産師との交流

託児 無料 ※事前に申し込みが必要です。 講師 助産師
持ち物 母子健康手帳 ※託児希望の方はオムツなどを持参
申込方法 8月18日(木)までに、参加者氏名、生年月日、託児希望の有無などをお知らせください。

◎問い合わせ・申し込み…健康増進課保健係☎(55)5110・Fax(23)1714

両親学級のご案内

安心して出産・育児が出来るよう教室を開催します



7月1日
社会を明るくする運動
二本松駅前と安達駅前にて、犯罪や非行のない地域社会を築く目的で街頭キャンペーンを実施しました。㊦



二本松を元気に！
市長の新野です。

7月3日
第47回東和ロードレース大会
4,000人を超えるランナーがエントリーした東和ロードレース大会。沿道の大きな声援が、「地獄坂」を駆け抜けるランナーたちの背中を後押ししていました。㊦

7月8日
ふくしま観光協議会総会
観光地の連携により、観光の魅力を増進し、観光客来訪の促進を目的とした福島市相馬市二本松市伊達市観光圏協議会総会に出席しました。㊦



平成28年度集団検診日程表

受付時間 8:00~10:00(番号札は7:30から配付)

※対象地区の検診日に受けられない場合やお仕事などで平日受けられない場合は、都合のよい会場・日程で受診できます。

地域	実施日	会場	対象地区		
二本松	8月	18(木)	杉田1-1・1-2・2-1・2-2・3-1・6-1・6-2・6-3区		
		19(金)	杉田3-2・3-3・4-1・4-2・5・8区		
		20(土)	市内全域(対象地区の指定はありません)		
		21(日)	市内全域(対象地区の指定はありません)		
		22(月)	二本松 保健センター	高越・原セ	
		23(火)		永田1~4区・成田1・2・7・8区	
		24(水)		若宮・市海道	
		25(木)		成田5・10・11・12区・松岡・金色	
	26(金)	あだたら体育館	永田5~10・杉田7区		
	29(月)	塩沢住民センター	塩沢3~11区		
	30(火)	大平住民センター	大平1~6区		
	31(水)	体育館	大平7~14区		
	東和	9月	1(木)	石井住民センター	
			2(金)	石井10~17区	
			5(月)	二本松 福祉センター	亀谷・上口・親交・久保丁・中央・銀座・真弓・塩沢1-1区
			6(火)		竹田・根崎・塩沢1-2区
7(水)				郭内1~4部会・塩沢2区・成田4区	
8(木)				郭内5~9部会・本町西・塩沢12区・成田6区	
9(金)			太田住民センター	西谷・菅1・菅2・若1・若宮・前石田・楽内・岩南・岩北・布1・布2・深田・布4	
11(日)				市内全域(対象地区の指定はありません)	
岩代	10月	12(月)	東和保健センター		
		13(火)	木幡住民センター		
		14(水)	戸沢住民センター		
		15(木)			
		16(金)			
		12(水)	旭住民センター		
		13(木)			
		14(金)	岩代保健センター		
安達	10月	16(日)	新殿住民センター		
		17(月)			
		18(火)			
		19(水)			
		20(木)			
		21(金)			
		22(土)			
		23(日)	安達保健 福祉センター		
24(月)					
25(火)					
26(水)					
27(木)					
28(金)					



女性のがん集団検診日程表

乳がん集団検診(岩代・東和地域のみ)※完全予約制

実施日	会場	受付時間
10月3日(月)	東和保健センター	9:00~9:30
		13:00~13:30
10月7日(金)	東和保健センター	9:00~9:30
	岩代保健センター	13:30~14:00
11月11日(金)	岩代保健センター	9:00~9:30
		13:00~13:30

※二本松・安達地域の方は、市指定病院での受診となり、個別に予約が必要となります。

子宮がん・骨粗しょう症

実施日	会場	受付時間
9月30日(金)	岩代保健センター	8:30~9:00
	東和保健センター	13:00~13:30
11月8日(火)	二本松保健センター	8:30~9:00
11月25日(金)	二本松福祉センター	8:30~9:00
	安達保健福祉センター	13:00~14:00

◎問い合わせ...

【各種がん検診、健康診査】健康増進課予防係 ☎(55)5109

【特定健診】国保年金課国保年金係 ☎(55)5106

【後期高齢者健康診査】国保年金課医療給付係 ☎(55)5107

あなたの子育てを応援します

子育て全般に関する相談・支援の拠点

子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、市内5カ所に「地域子育て支援センター（下表参照）」を開設しています。

センターでは、平日の自由開放と育児相談のほか、親子教室や育児セミナー、親子が一緒に楽しめる広場を開催しているほか、5カ所合同の交流会など多彩な催しもいっぱいです。

開設時間中は、親子の交流の場として自由にご利用いただけます。

ただけますので、お気軽にお越しください。

今月の行事予定は、健康と育児のひろば（21ページ）をご覧ください。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係
 ☎(55)5094
 または各子育て支援センター

市内の子育て支援センター

施設名	場 所	開設時間	問い合わせ先
二本松地域 子育て支援 センター	二本松保健セン ター2階	8:30～ 17:15	☎(23)0415
安達地域 子育て支援 センター	あだち保育園内	8:30～ 13:30	☎(61)3290
岩代地域 小浜子育て 支援センター	小浜保育所内		☎(55)2124
岩代地域 新殿・旭 子育て支援 センター	いわしろさくら こども園		☎(57)2709
東和地域 子育て支援 センター	とうわこども園		☎(24)8125

※開設日は各施設とも土・日、祝日、年末年始を除く平日です。



急にお仕事…ちょっとだけ子どもを預かってほしい

ファミリーサポートセンター

急な仕事や病気など、
ちょっと子どもを預かってほ
しいというときに利用できる
のが、ファミリーサポートセ
ンターです。

ファミリーサポートセン
ターは、援助を行う提供会員
と利用したいという依頼会員
との相互援助活動で、地域の
提供会員が、保護者である依
頼会員の代わりに子どもの送
迎や預かりをします。

二本松市内では、「特定非
営利活動法人 子育て支援グ
ループ こころ」が運営して
います。

対象年齢 0歳～12歳までの

お子さん

※障がいのあるお子さんも
受け入れ可

利用料金 1時間600円

その他 利用にあたっては、

会員登録が必要です。詳し
くは左記までお問い合わせ
ください。

◎問い合わせ：

特定非営利活動法人

子育て支援グループこころ

☎(23)4740

誰かに手を貸してほしい、話を聞いてほしい

ホームスタート

6歳未満のお子さんがいる
家庭に、研修を受けた子育て
ボランティア(ビジター)が話
を聞きに訪問したり、お子さ
ん連れで一緒におでかけする
などの支援を行います。

サポート内容は調整役の
コーディネーター(オーガナイ
ザー)が利用者の方と一緒に
決めていきます。市の委託を
受け、「特定非営利活動法人
子育て支援グループこころ」
が事業を行っています。

◎問い合わせ：特定非営利活
動法人子育て支援グループ
こころ ☎(23)4740

child care 子育て支援

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定
と自立を促進し、児童の福祉
の増進を図るため手当を支給
します。

受給資格

次のいずれかにあてはまる
18歳に達する日以降最初の3
月31日までの間にある児童
(心身障がい児は20歳未満)

を育てている父母または養育
者(所得制限あり)。

・父母が婚姻(事実婚を含む)

を解消した児童

・父または母が死亡した児童

・心身に重い障がいのある父

または母をもつ児童

・父または母の生死が明らか

でない児童

・父または母に1年以上遺棄

されている児童

・父または母が1年以上拘禁

されている児童 など

※本人や同居家族の所得、公

的年金の受給状況等により
手当の減額や手当が支給さ
れないことがあります。ま
た、手当を受けるには申請
が必要です。

手当額(平成28年8月より)

・月額42,330円

・第2子加算10,000円

・第3子加算6,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がい
を有する20歳未満の児童を育
てている父母または養育者。

特別障害者手当

在宅の著しく重度の障がい
を有する20歳以上の方で、日
常生活において常時特別の介
護を必要とする方。

障害児福祉手当

身体や精神に重度の障がい
を有する20歳未満の方で、日
常生活において常時介護を必
要とする方。

※それぞれの手当とも所得制
限があります。また、状況
により手当を受けられない
場合があります。

手当を受給している方は

忘れず現況届を

手当を受給されている方は、
毎年8月中に「現況届」を提出
する必要がある(対象と
なる方に別途通知)。提出され
ない場合、8月以降の手当が
支給されないことがあります。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課